

積算基準及び歩掛表(その1)

工 種 名	第 I 編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (I-2-②-12)					
旧	新					
表 2.2 建設機械の所在地(県)						
機 械	所 在 場 所					
大型建設機械 パワーショベル(1.2m ³ 以上)、杭打機(4t以上 45kw以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラクレーン(55t吊以上)、ダンプトラック(13.5t以上)、コンクリートプラント(0.75m ³ 「28切」以上)	名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市					
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所、東三河建設事務所				
	PC橋	岐阜市、掛川市				
その他機械	工事現場のある市町村役場					
表 2.3 建設機械運搬方法						
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00	
除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 925mm 幅 450mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用			R	37.90	
(注) 1. 貨物自動車による運搬は、別途計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。						
表 2.2 建設機械の所在地(県)						
機 械	所 在 場 所					
大型建設機械 パワーショベル(1.2m ³ 以上)、杭打機(4t以上 45kw以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラクレーン(55t吊以上)、ダンプトラック(13.5t以上)、コンクリートプラント(0.75m ³ 「28切」以上)	名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市					
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所				
	PC橋	岐阜市、掛川市				
その他機械	工事現場のある市町村役場					
表 2.3 建設機械運搬方法						
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00	
除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 925mm 幅 450mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用			R	37.90	
(注) 1. 貨物自動車による運搬は、別途計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。						

積算基準及び歩掛表(その1)

工 種 名	第Ⅱ編 共通工 第3章 基礎工 ⑩ニューマチックケーソン工 (Ⅱ-3-⑩-1)																								
旧		新																							
<p>⑩ ニューマチックケーソン工 (建地-E)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、掘削深度が40m未満でかつ掘削面積が300㎡未満までのニューマチックケーソン工事に適用する。なお、次項の掘削条件などの場合、又は現場条件により本資料により難い場合は、別途に積算する。</p> <p>(1) 函内作業気圧 (函内作業気圧とはゲージ圧力 (絶対圧力 : 大気圧) をいう) が、392kPa (4.0 kg f / cm²) 以上で施工する場合</p> <p>(2) 工期等により2組以外の作業で施工する場合</p> <p>(3) ケーソン1基に対し、1艀装 (人力施工のみ)、2艀装 (マンロック含む) 以外で施工する場合</p> <p>2. 施工概要</p> <p>2-1 工法説明</p> <p>ニューマチックケーソン工法は、ケーソンを構築し底部に作業室を設けて、送気設備より地下水に対抗する圧力の空気を送り、ドライに近い状態の室内へ作業員が入り、土砂を掘削、排出してケーソンを所定の支持地盤まで沈下させる工法である。</p> <p>2-2 施工フロー</p> <p>施工フローは、下記のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. ケーソンにはピアケーソンと止水壁ケーソンがあり、このフローはピアケーソンについて適用する。</p> <p>3. 掘削工法及び艀装の選定</p> <p>掘削工法及び艀装は、ケーソン1基の掘削面積により、次表とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表 3.1 掘削工法及び艀装数</caption> <thead> <tr> <th>ケーソン1基の掘削面積</th> <th>工 法</th> <th>艀装数</th> <th>艀 装 内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40㎡未満</td> <td>人力掘削</td> <td>2 (1)</td> <td>マテリアルロック1、マンロック1</td> </tr> <tr> <td>40㎡以上300㎡未満</td> <td>機械掘削</td> <td>2</td> <td>マテリアルロック1、マンロック1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 書きは、40m²未満の場合、現場条件によって艀装数1 (マテリアルロック) になることもある。</p>	ケーソン1基の掘削面積	工 法	艀装数	艀 装 内 訳	40㎡未満	人力掘削	2 (1)	マテリアルロック1、マンロック1	40㎡以上300㎡未満	機械掘削	2	マテリアルロック1、マンロック1	<p>⑩ ニューマチックケーソン工 (建地-E)</p> <p style="color: red;">注) 平成27年4月1日から、高気圧作業安全衛生規則の一部改正に伴い、本歩掛については改定するまで適用できません。</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、掘削深度が40m未満でかつ掘削面積が300㎡未満までのニューマチックケーソン工事に適用する。なお、次項の掘削条件などの場合、又は現場条件により本資料により難い場合は、別途に積算する。</p> <p>(1) 函内作業気圧 (函内作業気圧とはゲージ圧力 (絶対圧力 : 大気圧) をいう) が、392kPa (4.0 kg f / cm²) 以上で施工する場合</p> <p>(2) 工期等により2組以外の作業で施工する場合</p> <p>(3) ケーソン1基に対し、1艀装 (人力施工のみ)、2艀装 (マンロック含む) 以外で施工する場合</p> <p>2. 施工概要</p> <p>2-1 工法説明</p> <p>ニューマチックケーソン工法は、ケーソンを構築し底部に作業室を設けて、送気設備より地下水に対抗する圧力の空気を送り、ドライに近い状態の室内へ作業員が入り、土砂を掘削、排出してケーソンを所定の支持地盤まで沈下させる工法である。</p> <p>2-2 施工フロー</p> <p>施工フローは、下記のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. ケーソンにはピアケーソンと止水壁ケーソンがあり、このフローはピアケーソンについて適用する。</p> <p>3. 掘削工法及び艀装の選定</p> <p>掘削工法及び艀装は、ケーソン1基の掘削面積により、次表とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>表 3.1 掘削工法及び艀装数</caption> <thead> <tr> <th>ケーソン1基の掘削面積</th> <th>工 法</th> <th>艀装数</th> <th>艀 装 内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40㎡未満</td> <td>人力掘削</td> <td>2 (1)</td> <td>マテリアルロック1、マンロック1</td> </tr> <tr> <td>40㎡以上300㎡未満</td> <td>機械掘削</td> <td>2</td> <td>マテリアルロック1、マンロック1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 書きは、40m²未満の場合、現場条件によって艀装数1 (マテリアルロック) になることもある。</p>	ケーソン1基の掘削面積	工 法	艀装数	艀 装 内 訳	40㎡未満	人力掘削	2 (1)	マテリアルロック1、マンロック1	40㎡以上300㎡未満	機械掘削	2	マテリアルロック1、マンロック1
ケーソン1基の掘削面積	工 法	艀装数	艀 装 内 訳																						
40㎡未満	人力掘削	2 (1)	マテリアルロック1、マンロック1																						
40㎡以上300㎡未満	機械掘削	2	マテリアルロック1、マンロック1																						
ケーソン1基の掘削面積	工 法	艀装数	艀 装 内 訳																						
40㎡未満	人力掘削	2 (1)	マテリアルロック1、マンロック1																						
40㎡以上300㎡未満	機械掘削	2	マテリアルロック1、マンロック1																						

積算基準及び歩掛表(その3)

工 種 名	第6章 建設機械運転単価表 6供用係数適用に当たっての留意事項(6-2)																																																																																																																																																																				
	旧					新																																																																																																																																																															
<p>4 賃料を適用する機械器具</p> <p>4-1 適用機種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン(油圧駆動式) ・発動発電機 ・空気圧縮機 <p>5 職種の定義</p> <p>潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職 種</th> <th style="width: 90%;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜 水 世 話 役</td> <td>潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの</td> </tr> <tr> <td>船 団 長</td> <td>海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 供用係数適用に当たっての留意事項</p> <p>県内全域係数ランク1を基準とする。</p> <p>就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)(1ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間</th> <th colspan="2">就業9時間</th> <th colspan="2">就業10時間</th> <th colspan="2">就業11時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td style="text-align: center;">1.31</td> <td style="text-align: center;">1.31</td> <td style="text-align: center;">1.41</td> <td style="text-align: center;">1.42</td> <td style="text-align: center;">1.52</td> <td style="text-align: center;">1.54</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)(2ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間</th> <th colspan="2">就業18時間</th> <th colspan="2">就業20時間</th> <th colspan="2">就業22時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.21</td> <td style="text-align: center;">1.21</td> <td style="text-align: center;">1.34</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> <td style="text-align: center;">1.46</td> <td style="text-align: center;">1.47</td> <td style="text-align: center;">1.58</td> <td style="text-align: center;">1.60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 就業時間別船員供用係数(β)の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center;">(小数3位四捨五入)</p> <p>ここに、</p> <ul style="list-style-type: none"> β : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀ : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 <p>ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	職 種	定 義	潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの	船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの	係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.41	1.42	1.52	1.54		係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.47	1.58	1.60		<p>4 賃料を適用する機械器具</p> <p>4-1 適用機種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン ・クローラクレーン(油圧駆動式) ・発動発電機 ・空気圧縮機 <p>5 職種の定義</p> <p>潜水世話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職 種</th> <th style="width: 90%;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潜 水 世 話 役</td> <td>潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの</td> </tr> <tr> <td>船 団 長</td> <td>海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 供用係数適用に当たっての留意事項</p> <p>県内全域係数ランク1を基準とする。</p> <p>就業時間別の船員供用係数</p> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)(1ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業8時間</th> <th colspan="2">就業9時間</th> <th colspan="2">就業10時間</th> <th colspan="2">就業11時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td style="text-align: center;">1.20</td> <td style="text-align: center;">1.30</td> <td style="text-align: center;">1.32</td> <td style="text-align: center;">1.41</td> <td style="text-align: center;">1.43</td> <td style="text-align: center;">1.51</td> <td style="text-align: center;">1.55</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)(2ワッチ制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">係 数 ラ ン ク</th> <th rowspan="3">船舶供用 係 数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="3">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業16時間</th> <th colspan="2">就業18時間</th> <th colspan="2">就業20時間</th> <th colspan="2">就業22時間</th> </tr> <tr> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> <th>船団長・ 高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td style="text-align: center;">1.21</td> <td style="text-align: center;">1.21</td> <td style="text-align: center;">1.34</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> <td style="text-align: center;">1.45</td> <td style="text-align: center;">1.48</td> <td style="text-align: center;">1.58</td> <td style="text-align: center;">1.61</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 就業時間別船員供用係数(β)の算定式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: center;">(小数3位四捨五入)</p> <p>ここに、</p> <ul style="list-style-type: none"> β : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀ : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 <p>ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	職 種	定 義	潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの	船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの	係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.30	1.32	1.41	1.43	1.51	1.55		係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考	就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.45	1.48	1.58	1.61	
職 種	定 義																																																																																																																																																																				
潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの																																																																																																																																																																				
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの																																																																																																																																																																				
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																											
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.41	1.42	1.52	1.54																																																																																																																																																												
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																											
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.47	1.58	1.60																																																																																																																																																												
職 種	定 義																																																																																																																																																																				
潜 水 世 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの																																																																																																																																																																				
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの																																																																																																																																																																				
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																											
		就業8時間		就業9時間		就業10時間		就業11時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.20	1.20	1.30	1.32	1.41	1.43	1.51	1.55																																																																																																																																																												
係 数 ラ ン ク	船舶供用 係 数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備 考																																																																																																																																																											
		就業16時間		就業18時間		就業20時間		就業22時間																																																																																																																																																													
		船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員	船団長・ 高級船員	普通船員																																																																																																																																																												
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.45	1.48	1.58	1.61																																																																																																																																																												